

中山間地域等直接支払交付金

鳥獣対策・ふるさと創造課

中山間地域等直接支払交付金

1 制度の概要

(1) 目的

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等が農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに基づき行う活動に対し交付金を支給することで、平坦地との生産条件の格差を補正する。

(2) 交付金の概要

この事業は平成12年度から始まり、5年間で1対策期間として実施しており、現在は第4期対策（H27～R1）となっている。

平成26年6月に成立した「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、平成27年4月からは「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」及び「環境保全型農業直接支払」の3制度による「日本型直接支払制度」として実施されている。

(3) 対象地域

ア 特定農山村法、山村振興法、過疎地域自律促進特別措置法等の地域振興8法が指定する地域（通常地域）

イ 知事が通常地域と同様の条件不利性があると認めて指定する地域（特認地域）

(4) 対象農用地

農業振興地域の農用地区域内の、一定以上の勾配がある等の条件不利な農用地

(5) 交付対象者

集落マスタープランに基づき、農業生産活動や多面的機能の増進活動等を“5年間”実施することを定めた「集落協定」を締結した農業者等

(6) 交付単価（主なもの）

（10aあたり）

地目	勾配の区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000 円	16,800 円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000 円	6,400 円
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500 円	9,200 円
	緩傾斜（8° 以上）	3,500 円	2,800 円

◎負担割合 通常地域 国1/2、県1/4、市町村1/4

特認地域 国1/3、県1/3、市町村1/3

(7) 基礎単価と体制整備単価

農業生産活動や農道・水路の保全などの基礎的な活動のみを行う集落には基礎単価（8割単価）、基礎的な活動に加え、地場産農産物の加工・販売等、意欲的な取組を実施する集落には体制整備単価（10割単価）と、2段階の単価設定が行われている。

2 平成30年度の方針

市町村担当者や集落関係者向けに説明会を実施し、平成30年度からの新たな仕組みの周知と共に改めて本制度への取組み推進を行い、協定面積の確保に努めた。

【平成30年度からの新たな仕組み】

- ・ 既存の集落協定が「集落戦略」を作成することで、協定活動違反などによる遡及返還の対象が全農用地から当該地のみに変更となる規定に関して、集落戦略の作成期限が平成29年度末から令和元年度末に延長された。

なお集落戦略とは、農地や集落の将来について、協定参加者が話し合いとりまとめたもの。

3 平成30年度実績

集落協定数は、平成29年度から2増加し、464協定（17市町村）であった。

交付面積は、平成29年度から10ha減少し、2,875haとなった。

交付金額は、平成29年度から1,053千円増加し、354,232千円となった。

4 令和元年度の方針及び実施状況

令和元年度からの新たな仕組みの周知等を図るため、市町村担当者向けに説明会を実施するとともに、引き続き本制度への取組みを推進する。

また、関係者との情報共有体制を強化し、来年度から始まる「第5期対策」へのスムーズな移行へとつなげる。

【令和元年度からの新たな仕組み】

- ・ 担い手を支える地域の体制を強化するため、新たにモデル地区における試行的な加算措置を実施する。
- ・ 交付金の個人配分の受給額上限を250万円から500万円へと緩和する。

平成30年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

徳 島 県

1 市町村数

交付市町村は17市町村であった。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
交付市町村数	17	17	17	17	17

2 協定数

平成30年度の集落協定数は、平成29年度から2増の464協定であった。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	増減 (30-29)
集落協定数	545	463	463	462	464	2
基礎単価（8割）	356	332	330	327	329	2
体制整備単価（10割）	189	131	133	135	135	
個別協定数	4	4	4	4	4	
基礎単価（8割）	3	3	3	3	3	
体制整備単価（10割）	1	1	1	1	1	
合 計	549	467	467	466	468	2

3 交付面積

交付面積は、平成29年度から10ha減少し、2,875haとなった。これを交付単価別にみると、基礎単価は14ha減少し、体制整備単価では4ha増加した。

また、地目別内訳でみると、田が1,168ha、畑が1,707haであった。

傾斜別では、急傾斜が2,280ha(79.3%)、緩傾斜が592ha(20.6%)であった。

(単位：ha)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	増減 (30-29)
交付面積	3,444	2,887	2,890	2,885	2,875	△10
基礎単価（8割）	1,945	1,919	1,890	1,854	1,840	△14
体制整備単価（10割）	1,499	968	1,000	1,031	1,035	4

平成30年度中山間地域等直接支払事業の市町村別実施状況について

4

市町村	協定数			超急傾斜農地 保全管理加算 実施協定数	交付金額(円)	協定締結面積(㎡)				
	うち集落協定	うち個別協定	うち基礎単価			うち体制整備単価				
			面積			協定数	面積	協定数		
徳島市	4	4			3,678,913	399,882	399,882	4		
小松島市	8	8			6,685,936	642,906	307,600	5	335,306	3
阿南市	31	30	1	6	25,418,828	1,357,481	581,721	16	774,736	14
吉野川市	15	14	1		6,046,536	699,902	658,759	14		
阿波市	22	22			40,329,432	2,574,791	921,454	9	1,653,337	13
美馬市	51	51		1	30,775,154	2,836,869	2,170,695	42	666,174	9
三好市	44	44		23	29,015,848	2,094,766	1,239,152	30	855,614	14
勝浦町	22	22		12	35,266,863	2,852,473	857,643	10	1,994,830	12
上勝町	29	28	1	22	26,072,593	1,684,525	776,423	12	896,713	16
佐那河内村	19	19			17,816,773	1,953,025	1,953,025	19		
神山町	13	13		2	9,725,412	885,268	575,560	9	309,708	4
那賀町	77	76	1		42,917,954	3,368,062	1,526,444	40	1,827,174	36
牟岐町	8	8		1	14,806,626	1,072,177	569,115	5	503,062	3
美波町	30	30		1	19,387,209	1,342,121	1,035,837	23	306,284	7
海陽町	11	11			5,284,763	435,959	435,959	11		
つるぎ町	63	63		6	29,437,674	3,254,663	3,175,221	62	79,442	1
東みよし町	21	21		1	11,565,781	1,291,014	1,146,359	18	144,655	3
計	468	464	4	75	354,232,295	28,745,884	18,330,849	329	10,347,035	135